

## 銭瓶石騒動始末

入江秀利

脇村が、幕府巡見使の下向を機会に、年来の境界問題を一挙に解決しようと画策して仕掛けたもので、思いもよらぬ大事件に発展した。

鳴川の谷合に朝日が射しはじめ、府内藩の人夫がいよいよ道普請の作業に取り掛かるとした頃、銃声二発を合図に赤松の百姓およそ三〇人が抜き身の長刀や竹槍を手に手に襲いかかった。

彼らは、人夫から鍬や鎌をもぎ取り、抵抗した百姓の頭に薦口を打ち込むなど乱暴狼藉をはたらき、道造奉行の佐藤時右衛門・小奉行若林幾兵衛・小野金兵衛・時右衛門の小者兵四郎の四人を丸腰にして引き立て、赤松の松音寺に監禁してしまった。

錢瓶峠から別府湾に伸びた鳴川の谷は、御料赤松村（浜脇村の枝村）と府内藩田野浦村の境目で、境界争いの絶えない問題の場所であった。享保六年（一七二一）

岡田庄太夫が日田代官の時も、赤松の百姓が府内の城米改めで御料内に境札を立てさせないと争つたが、未解決のままにおわっている。

宝暦一年（一七六一）三月に起きたこの騒動は、浜

事態を憂慮した田野浦村庄屋清左衛門は、府内藩が動きだす前に村同志の話合いで解決しようと再三にわたり浜脇村と掛け合つた。しかし、浜脇村は、日田代官所出先の高松役所にかかりをもつ大分郡原庄村屋藤兵衛

と謀り、言話を  
左右して承諾せざる緊迫した

状態が続いていた。

この日、三月一四日、巡

檢使一行がい

よいよ豊後路

に差しかかる

と、城ヶ腰ま

での道掃除を

終えて待機し

ていた道造奉

行佐藤時右衛門は、ついに芝士手の取り除きにかかったのである。

午の刻、現場の由原庄村屋市兵衛と山口庄村屋四郎右衛門より注進を受けた府内藩は、矢島此右衛門を日田代官所に遣わして、事件の概要を報告するとともに、巡見



錢瓶峠 錢瓶石 一カンカン石一

使を無事に通過させるための協力を要請した。同時に、事件の吟味は巡見使の通行後に改めて行なうことを約束して、ひとまずこの場をおさめた。

巡見使の一行は、二〇日、錢瓶峠の往還を籠で越えて府内領に入り、城ヶ腰を経て無事城下に到着した。翌日は、高松役所に立ち寄り、赤野村、朴木村を通り湯布院の並柳村に向けて出立した。

四月六日、府内藩は上使の送迎が一段落したので、事件の交渉の糸口として、郡方役人樋口彦右衛門を高松役所に遣わし、日田代官揖斐十太夫へ府内側の庄屋・百姓の口上書を差し出した。ところが、事件の第一報が頭越しに日田にもたらされたことに不満をもつ、高松役所元締手代の大塚伴右衛門は、口上書の取り次ぎを断わってしまった。

いっぽう、西国の諸大名を監視する立場にある日田代官揖斐十太夫は、この騒動を幕府領に対する騒擾事件として重要視し、四月一一日幕府の勘定奉行に提訴した。ついで、府内藩も五月一二三日に応訴の手続きをとつたので、吟味の舞台は江戸の幕府評定所に移った。

府内蕃ではこの事件を「錢瓶石騷動」と呼んだ。

幕府は、六月朔日、在府の小林種右衛門に、関係者の参府を命じた。同一四日、江戸からの知らせが届くと、国元家老木村矢柄、岡本弥左衛門はじめ拉致された道奉行佐藤時右衛門など藩の関係者と、田野浦・七曹子・山口・来鉢四か村の大小庄屋、組頭、道造りに参加した百姓など四六人が、七月朔日江戸へ向かった。つづいて、七月一七日、証人として近郷の百姓三五人が矢島此右衛門に連れられて江戸へ立った。

府内藩では、呼び出された百姓のうち貧窮者の家族五九人に對して、一人に付き一ヶ月三升宛ての救助米を支給した。それぞれ百姓達は水盃を交わし、悲壯な覚悟で出かけたといふ。

同二十三日、又々御家老はじめ百姓共までご吟味これあり。赤松の者残り拾九人、原村藤兵、衛共式拾人、都合二十四人牢舎仰せ付けらる。此方の六人も、いまだ赤松の者白状決着これ無きに付き、又々牢舎仰せ付けられ候旨、庄蔵、彦右衛門より申し来る。

來鉢村 伴左衛門  
由原村庄屋 市兵衛  
大山村庄屋 七左衛門  
七曹子村百姓 伝之丞 定兵衛  
黒野村百姓 薫右衛門

幕府評定所は、この事件を幕府領と私領との騷擾事件として取り上げ、八月一六日より吟味を開始した。

「一昨晩江戸御便到来、錢瓶石騷動に付き、先達て

御呼登ぼせなされ候御家老中はじめ百姓共まで、

先月十六日評定所においてご吟味これあり。お

わつて赤松村の者共ご吟味これあり。赤松の者

鉄砲打ち候こと、此方百姓共申し上げ候え共赤松の者白状致さず、此により左の人数六人牢舎仰せ付けられ、赤松の者四人牢舎仰せ付けらる。

赤松の百姓達は、法度にかかるる徒党騷擾行為につい

『府内蕃日記』宝曆一九年九月九日

て敵として口を割らず、評定所の吟味はなかなか進展しない

なかつた。しかし、

「一昨夜、江戸九月朔日出御便着の處、先月二十

九日、又々御家老中はじめ評定所に召し寄せられ、ご吟味これあり。此方大小庄屋百姓共に六人先達て入牢仰せ付けられ候處。赤松の者鎧長刀持參並びに鉄砲打ち候こと白状に及び候に付き、右六人の者出牢仰せ付けられ候由。

赤松の者先達て入牢二十四人の内、原村藤兵衛共に五人出牢仰せ付けらる。相残る十九人やはり入牢の旨、庄蔵、彦右衛門より勘兵衛、加右衛門方へ申し来る。

『府内藩日記』同年同月一六日

二九日になつて、赤松の百姓がやつと口を割つた。

一二月一一日、評定所は、錢瓶石一件につき、幕府領

赤松の百姓に非があると断定して、主だつた百姓八人を

「遠島」とした。また、牢内より手鎖一人、御預ケ急度御呵三人の処分者を出した。遠島となつた、

次郎兵衛 権六 八右衛門 市郎左衛門 治兵衛

源次郎 五兵衛 善三郎

の八人は、故郷の赤松に再び帰ることなく伊豆の三宅島に流された。

いっぽう、二九日、藩主松平主膳正近形が、参勤中の府内藩にも処分の通知が届いた。

府内藩への仕置は、藩主近形の遙塞さのざ、家老木村矢柄岡本弥左衛門 道奉行佐藤時右衛門 小野金兵衛 若林

幾兵衛は御預ケ押込、勘定奉行永井庄蔵 郡奉行樋口彦右衛門は御預ケ御呵となり、家老以下は評定所に呼び出されそれぞれ処分を申し渡された。

藩は即日、

「去る十一日、殿様赤松出入りの義に付き、御遙塞

仰せ付けられ候間、御領内百姓共きっと相慎むべ

く候。もっとも庄屋組頭共は、月代剃申すまじく

候。

但 年礼松飾などの儀は勿論の事に候

『府内藩日記』宝曆二年一二月二九日

という触書が出され領民あげて謹慎し、恭順の意を表した。江戸においては、藩主近形に対して若殿様もご機嫌

伺いを差し控えたといわれる。

やがて、翌、宝暦一二年三月四日、待ちに待つた御触  
れが出された。

「先達て殿様御遥塞仰せ付けられ候処 先月二十一

日御免蒙りなされられ候あいだ、相慎み候に及ば  
ず候。これにより明五日御家中面々東丸登城。猶  
また各宅まかり出で、右御歎ならびに年始御祝儀  
申し上げられ候

但 上下着用まかり出なさるべく候

三月四日

『府内藩日記』宝暦一二年三月四日

一件落着して、府内藩の領民は三月五日にやつと宝暦  
一二年の遅い正月を祝うことができたのである。

木村矢柄、岡本弥左衛門、佐藤時右衛門等も三月二二

日無事府内に帰着し、久し振り領内に明るさがよみがえ  
つた。

されてしまった。

事件の決着をみた十一年の十二月浜脇村、田野口村は  
「右体（錢瓶石騒動）無法の儀申し立て候相手の儀  
に御座候あいだ、これまた差障りの儀申し立つま  
じきものにも御座なく候につき…」

とあらためて境界と鳴川谷南がわ府内領内の袜場の入会  
権や、同じく府内領高崎山クラ谷にある魚見台を從来通  
り使用する権利の確定を勘定奉行に公訴した。

評定所は、関係村同志立ち会のもとに絵図の作成を命  
じ、協議による解決を指示したが、浜脇村は「御料御地  
内を掠め取る」とか「御料の百姓が立ち行かなくなる」  
「御公儀様え年々漁獵運上相納め」等々並べ立て、こと  
さらに幕府領を強調した結果、御料側に有利な条件で解  
決し、双方とも六月朔日に訴訟を取り下げ、この事件は  
すべて片付いた。

「錢瓶石騒動」は、赤松がわに八人の遠島者を出した  
しかし、「錢瓶石騒動」に対する幕府評定所の吟味  
は、騒動の原因となつた境界争いの裁定を外れて、徒党  
の遥塞をはじめ、家老や奉行の押込にまで及んだこと  
は、喧嘩両成敗とはいえ私領に過重な仕置きといわざる  
騒擾の事実確認と処理に向けられ、境界の問題は取り残  
された。

方) より弁じ申すべき事

一 御料より養子縁組、取組み無用の事

『府内藩日記』一二年四月八日



赤松松音寺 遠島の碑

幕府領の百姓は、とかく公儀のご威光をかさにて「天領風」を吹かせたといわれる。「錢瓶石騷動」は幕府が日本代官所に一つの権威を与えたものであり、幕府領の百姓に驕慢の氣質を醸す事件の一つでもあった。

赤松には「錢瓶石騷動」にかかる語り伝えは断片的にしか残っていない。訴状や済口証文に見える地名もほとんど人々の記憶から消え去ろうとしている。ただ、道奉行と小奉行を監禁した松音寺の石碑と、論所の谷間に臨んで立っている六地蔵のもとに並べられた、遠島八人の墓と伝えられる葬主のない八個の苔むした墓石が、昔をとどめいてるにすぎない。

一 御料所より名子(下男)、或は質物取り遣わし、同然の事(当分無用)

一 御料え境候村々、随分がさつがましき義これ無きよう、猶また念を入れ申すべき事

一 御料の者に対し、喧嘩口論いたし候わば、入箇(物入り)等これあり候節は、其の支配内(村

参考史料 府内藩日記(県立図書館)

大分市誌

錢瓶石騷動記録(拙著)